

2024 年度  
大阪ブライダル専門学校

学校情報

2024 年 7 月 31 日

## 1. 学校の概要、目標

(1) 学校の教育・人材養成の目標及び教育指導計画、経営方針、特色について

### ①学園理念

世界観を持ち、思いやりのある人財を育む

### ②行動指針

#### i) 頭で考える

視野を広げる

向上心を持つ

教育を探求する

#### ii) 心で感じる

認め合う

助け合う

高めあう

#### iii) 体で表現する

一人ひとりが努力する

チームの力を最大化する

成長し続ける学園を創る

### ③設置する学校・学部・学科等

大阪ブライダル専門学校 2011年4月

ブライダル学科(昼間部・夜間部)

(2) 校長名、所在地、連絡先

①校長名 高田 直樹

②所在地 大阪府大阪市西区江戸堀2-1-25

③電話番号 代表 06-6447-0051

(3) 学校の沿革、歴史

#### 【学校法人の沿革】

1973年 トラベルジャーナル旅行学院開校 夜間研修科開設

1974年 全日制開設

1975年 (社)日本旅行業協会(JATA)推薦校となる

1977年 (社)全国旅行業協会(ANTA)推薦校となる

1980年 東京都より学校法人、専修学校として認可され、トラベルジャーナル旅行専門学校と校名を改める

1981年 大阪トラベルジャーナル旅行学院（大阪校）開校  
太平洋アジア観光協会(PATA)日本支部推薦校となる

1982年 在日外国観光局協議会(ANTOR-JAPAN)推薦校となる

1986年 大阪府より専修学校として認可され、大阪トラベルジャーナル旅行専門学校と校名を改める。

アメリカ・シアトル校開校

1990年 夜間部旅行本科開設

1991年 (社)日本海外ツアーオペレーター協会(OTOA)推薦校となる  
海外ホテル協会(OHEA)推薦校となる

1992年 オーストラリア・メルボルン校開校

1993年 (社)日本観光旅館連盟推薦校（大阪校）となる  
(社)大阪観光協会推薦校（大阪校）となる  
(社)国際観光旅館連盟推薦校（大阪校）となる

1994年 大阪校、トラジャル旅行ホテル専門学校に校名変更

1997年 (社)航空貨物運送協会(JAFA)推薦校となる  
日本イベントプロデュース協会(JEPC)推薦校（大阪校）となる  
関西エアーラインズマネジメント協会推薦校（大阪校）となる

2001年 東京日本語文化学校 開校  
(社)日本ブライダル事業振興協会(BIA)推薦校となる

2002年 (社)日本添乗サービス協会(TCSA)推薦校となる

2004年 日本イベントプロデュース協会(JEPC)推薦校（東京校）となる

2007年 学校法人トラベルジャーナル学園に法人名変更  
ホスピタリティ ツーリズム専門学校に校名変更  
ホスピタリティ ツーリズム専門学校大阪に校名変更

2011年 大阪ブライダル専門学校 開校

## 2. 学科の教育

### ① 入学者に関する受入れ方針及び入学者数、収容定員、在学学生数（2024年7月1日現在）

- ・受入れ方針（応募資格）・・・高等学校卒業程度以上の学力を有し、心身ともに健全で明朗性、協調性、積極性および責任感があり、相手の立場に立って考え、行動できると判断される者。
- ・入学者数・・・昼間部 102名
- ・収容定員・・・昼間部 280名
- ・在学学生数・・・昼間部 223名

② カリキュラム

別表1

大阪ブライダル専門学校

文化教養専門課程

2024年度入学生

ブライダル学科

1単位時間 45分

区分	科目名	必修・選択 の別	年間授業時数			週授業時数(単位数)		
			第1学年	第2学年	合計	第1学年	第2学年	合計
共通	キャリアデザイン	必修	26	30	56	—	—	0
	ホスピタリティ・ユニバーサルサービス研究	必修	26	30	56	1	2	3
	業界英会話	必修	52	0	52	2		2
	キャリアガイダンス	必修	52	0	52	2		2
	ビジネスプレゼンテーション	必修	52	0	52	2		2
専門	ブライダル産業知識	必修	52	0	52	2		2
	ブライダル業界研究	必修	26	0	26	1		1
	ブライダルワークショップ	必修	26	0	26	1		1
	バリエーションウェディング	必修	0	30	30		2	2
	キャリアガイダンスII	必修	26	0	26	1		1
	プロジェクトマネジメント	必修	52	60	112	2	4	6
	婚礼プロデュース演習	必修	52	60	112	2	4	6
	婚礼宴会サービス	必修	52	60	112	2	4	6
	ブライダル発表会	必修	0	60	60		4	4
	セールスプロモーション	必修	26	30	56	1	2	3
	接客スキルトレーニング	必修	0	30	30		2	2
	ボイストレーニング	必修	26	0	26	1		1
	所作・ウォーキングレッスン	必修	26	0	26	1		1
	セルフビューティ	必修	26	0	26	1		1
	表現力演習	必修	26	0	26	1		1
	婚礼衣裳	必修	52	30	82	2	2	4
	婚礼フラワーコーディネーター	必修	26	0	26	1		1
	色彩基礎知識	必修	0	30	30		2	2
	ウエディングフォト	必修	0	30	30		2	2
	おもてなし手話	必修	0	30	30		2	2
	ブライダルマーケティング	必修	0	30	30		2	2
	デジタルマーケティング	必修	0	30	30		2	2
	ライフワークバランスコーチング	必修	0	30	30		2	2
	国内留学	必修	90	0	90	6		6
ジョブトレ	必修	120	120	240	4	4	8	
デザインコミュニケーション	選択	0	90	90	0	6	6	
ファッショントレンド研究								
フィジカルトレーニング								
日本文化研究								
海外ウェディング研究								
任意								
履修単位数合計			912	810	1722	36	48	84

別表1

大阪ブライダル専門学校

文化教養専門課程

2023年度入学生

ブライダル学科

1単位時間 45分

区分	科目名	必修・選択 の別	年間授業時数			週授業時数(単位数)		
			第1学年	第2学年	合計	第1学年	第2学年	合計
共通	キャリアデザイン	必修	26	30	56	—	—	0
	ホスピタリティ・ユニバーサルサービス研究	必修	26	30	56	1	2	3
	業界英会話	必修	52	0	52	2		2
	キャリアガイダンス	必修	52	0	52	2		2
	ビジネスプレゼンテーション	必修	52	0	52	2		2
専門	ブライダル産業知識	必修	52	0	52	2		2
	ブライダル業界研究	必修	26	0	26	1		1
	ブライダルワークショップ	必修	26	0	26	1		1
	バリエーションウェディング	必修	0	30	30		2	2
	キャリアガイダンスII	必修	26	0	26	1		1
	プロジェクトマネジメント	必修	52	60	112	2	4	6
	婚礼プロデュース演習	必修	52	60	112	2	4	6
	婚礼宴会サービス	必修	52	60	112	2	4	6
	ブライダル発表会	必修	0	60	60		4	4
	セールスプロモーション	必修	26	30	56	1	2	3
	接客スキルトレーニング	必修	0	30	30		2	2
	ボイストレーニング	必修	26	0	26	1		1
	所作・ウォーキングレッスン	必修	26	0	26	1		1
	セルフビューティ	必修	26	0	26	1		1
	表現力演習	必修	26	0	26	1		1
	婚礼衣裳	必修	52	30	82	2	2	4
	婚礼フラワーコーディネート	必修	26	0	26	1		1
	色彩基礎知識	必修	0	30	30		2	2
	ウェディングフォト	必修	0	30	30		2	2
	おもてなし手話	必修	0	30	30		2	2
	ブライダルマーケティング	必修	0	30	30		2	2
	デジタルマーケティング	必修	0	30	30		2	2
	ライフワークバランスコーチング	必修	0	30	30		2	2
	国内留学	必修	90	0	90	6		6
	ジョブトレ	必修	120	120	240	4	4	8
	デザインコミュニケーション	選択	0	90	90	0	6	6
	ファッショントレンド研究							
フィジカルトレーニング								
日本文化研究								
海外ウェディング研究								
任意								
履修単位数合計			912	810	1722	36	48	84

③ 進級・卒業の要件

- ・総授業時間数の80%以上を受講すること
- ・1年間において、昼間部は45単位を取得すること

④ 就職者数・就職状況

就職希望者数	74名
就職決定者数	74名
内 ブライダル業界関連就職者	72名
その他業界就職者	2社

3. 教職員

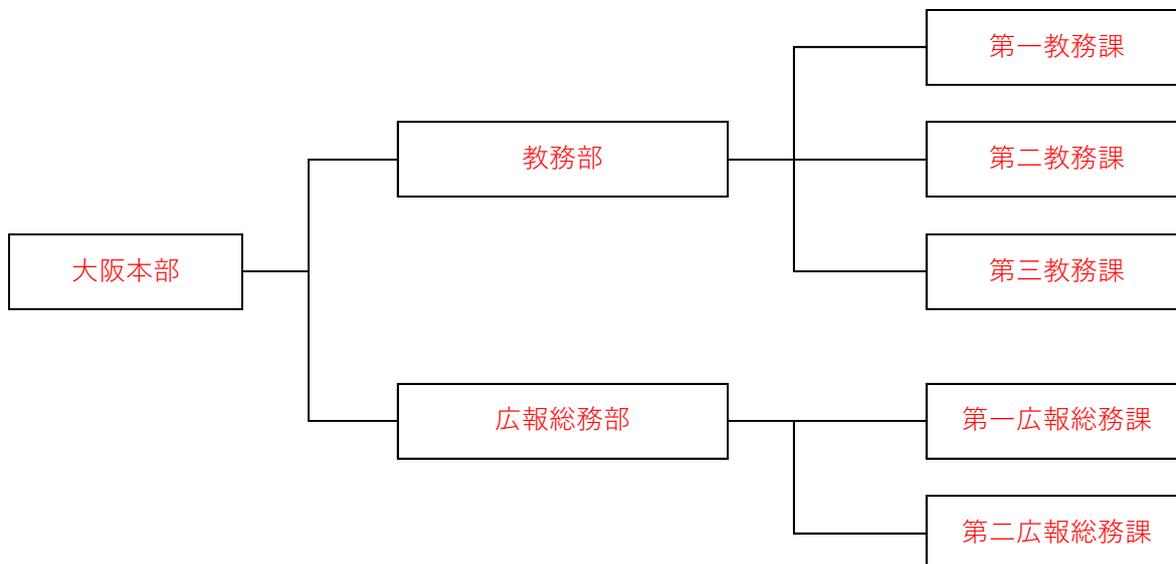
① 教員数

8名（内、専任教員6名）

② 主な職名

学校長 1 教務部次長 1 教務課課長代理 1

③ 教職員の組織



④ 教職員の研修活動（2022年度）

- ・2023/8月 「学科魅力付け研修」

#### 4. キャリア教育・実践的職業教育

##### ①キャリア教育への取組状況

必修科目として、「キャリアプランニング」を2年通年でカリキュラムに設置している。自己分析、職業観の醸成、業界研究や面接・筆記対策等を柱とし、就職決定までのアクションプランを各自で作成する。

##### ②実習・実技等への取組状況

昼間部では企業実習を必修とし、夏期に観光サービス関連企業でのインターンシップを有償で行っている。実習中の評価や課題は、企業の現場担当者が実習ノートに記入し、本校担当者が確認、指導を行っている。

##### ③就職支援等への取組状況

教師が情報収集にあたり、学生と企業とのマッチングを行っている。2013年度からは、教育課程編成委員会を開催し、企業からの意見をカリキュラムに反映できる仕組みを構築した。

#### 5. 様々な教育活動・教育環境

##### ①学校行事への取組状況

主な行事

- ・入学式
- ・スポーツデー
- ・学園祭
- ・ブライダル施設見学
- ・就職セミナー
- ・国内・海外研修旅行
- ・卒業式

##### ②課外活動

現行、カリキュラムの中に課外活動的な講義を組み込んでいる。

#### 6. 学生の生活支援

・学生生活全般及び就職に関しては担任、学費・住居・保険に関しては学生課と、各種の相談体制をとっており、心因的な相談には専任のカウンセラーが対応している。また、退学の前兆を出席率の低下から予見し、早期に対応する体制をとっている。年次・月次の比較による退学の要因分析により、全校的な退学防止の取り組みを行っている。

・入学予定者に対する各種の学費減免制度を設定している他、学費一括納入が不可能な学生に対しては分納の相談に応じるなど、専任者による細やかな対応を行っている。

・学生課主管でX線撮影までの健康診断を実施し、同部署で保健室の管理も行っている。心因的なものに対しては、カウンセラーを置いて対応している。

・地方学生のための安価で安心な住居紹介を行っている。

## 7. 学生納付金・就学支援

### ①

#### ●納入時期

入学前・・・各選考回で設定されている入金期日までに、施設設備費、1回目授業料までを納付する

1年次・・・入学年度の8月末日までに2回目授業料を納付する

2年次・・・入学年度の2月末日までに施設設備費、1回目授業料を納付する  
2年次8月までに2回目授業料を納付する

#### ●納入金額

(単位円)

昼間部	施設設備費	1回目授業料	2回目授業料	合計
1年次	302,000	648,000	648,000	1,598,000
2年次	302,000	648,000	648,000	1,598,000

#### 【その他の費用】

入学検定料 20,000 円

テキスト代 20,000～70,000 円

研修旅行費用 60,000 円～80,000 円 (国内)

研修旅行費用 250,000 円～300,000 円 (海外)

### ②就学支援

#### ●学費減免制度

AO 奨学金、指定校特別奨学金、AO 選抜生奨学金、特待生奨学金、英語資格取得奨学金、長期留学制度奨学金、家族推薦奨学金等

#### ●本学独自のサポート制度

授業料月払い制度、卒業後学費返済制度 (夜間部のみ)

他、学費を一括で支払えない学生に対しては、個別に分納支払の申請を受け付ける

## 8. 学校の財務

・学校HPにて公開

## 9. 学校評価

自己評価委員会、学校関係者評価委員会の審議を経て、学校HPにて公開。

## 10. 国際連携の状況

### ①外国人留学生の受入れについて

・卒業要件は日本人と同じであるが、入学要件として、日本語能力試験N2以上を基本とし、同等

程度の語学力を必須とする。

- ・本学は、外国人留学生専門の担当者を配しており、住居の紹介、入学後の学習フォロー、生活指導、病院の紹介、入国管理局との事務折衝、就職指導等を一元管理している。

- ・外国人留学生を対象に、「学習奨励費」として独自の学費減免制度があり、1年次 400,000 円、2年次 400,000 円の減免の他、特待生制度や出席優良賞等各種の減免制度がある。

#### ④ 日本人留学生の海外派遣について

##### 【アメリカ・シアトル】

- ・現地法人を有し、希望する日本人留学生を同地の大学に 10 ケ月間派遣し、現地での学習成果に対しては成績表を発行している。また、海外の企業を積極的に開拓・紹介し、学生の海外就職をサポートしている。

##### 【台湾・台北】

- ・代表者事務所を有し、希望する日本人留学生を同地の大学に 10 ケ月間派遣し、現地での学習成果に対しては成績表を発行している。また、海外の企業を積極的に開拓・紹介し、学生の海外就職をサポートしている。

# 学 則

令和6年(2024年)4月1日

大阪ブライダル専門学校

# 大阪ブライダル専門学校学則

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本校は、教育基本法に則り、学校教育法に基づき、文化・教養専門課程を設置し、ブライダルをはじめ関連するサービスに係る専門分野において必要な知識・技能の習得により、有能かつ豊かな教養を備えた気力ある社会人を育成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は大阪ブライダル専門学校という。

(位置)

第 3 条 本校の位置を下記におく。

1 号館 大阪市西区江戸堀 2 丁目 6 番 29 号

2 号館 大阪市西区江戸堀 2 丁目 1 番 24 号

3 号館 大阪市西区江戸堀 2 丁目 1 番 25 号

なお、代表所在地は 3 号館とする。

(自己点検・評価)

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するために、本校における教育活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第 2 章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休日

(課程・学科・修業年限・定員)

第 5 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程	学 科 名	修 業	入学定員	総定員	備考
文化・教養専門課程	ブライダル学科	2 年	140 名	280 名	昼間
合 計				280 名	

※夜間部ブライダル学科を廃止する

(学年・学期の終始期)

第 6 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。学年を分けて次の 2 学期

とする。

前期 4月1日から 9月30日まで  
後期 10月1日から 3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1)日曜日
- (2)国民の祝日に関する法律で規定する日
- (3)GW 休暇 4月29日から 5月5日まで
- (4)夏季休業 7月下旬から 9月30日の間の5週間
- (5)冬季休業 12月下旬から 1月上旬までの3週間
- (6)春季休業 3月中旬から 4月上旬までの3週間
- (7)学校創立記念日 10月1日

2. 前項の規定にかかわらず学校長が特に必要であると認めるときは、臨時に休業を行い、  
又は  
休業日に授業を行うことがある。

### 第3章 教育課程、授業時間数及び教職員組織

(教育課程、授業時数及び他の専修学校・大学等における授業科目の履修)

第8条 本校の教育課程及び授業時数等は、別表1のとおりとする。

2. 別表1に定める授業時数は、昼間部は90分を2単位とし、卒業までに履修させる授業時数は、昼間部2年制にあつては1700時間以上とする。

3. 教育上有益と認めるときは、他の専修学校や大学等において別に定める科目を履修した場

合には、本校の専門課程の修了に必要な総授業時間数の2分の1を超えない範囲で、  
当該課

程における選択科目の履修とみなす。

(授業の終始時刻)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

昼間部 午前10時00分より 午後5時20分までとする。

但し、実習時間については別に定める。

(教職員組織)

第 10 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 8名以上
- (3) 職員 10名以上
- (4) 学校医 1名

2. 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

#### 第 4 章 入学、休学、転学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第 11 条 本校に入学できるものは、次のとおりとする。  
高等学校卒業者又は同等以上の能力を有する者

(入学時期)

第 12 条 本校の入学時期は 4 月とする。

(入学手続・許可)

第 13 条 本校の入学手続は次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとするものは、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第 25 条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了したものに対して入学試験又は面接を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第 25 条に定める所定の納入金を添え、手続をとらなければならない。

(休業・復学)

第 14 条 学生が疾病、その他やむを得ない事由によって、10 日以上休学する場合は、その事由を記し、診断書を添えて校長の許可を受けなければならない。

2. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。

(休学期間)

第 15 条 休学期間は休学開始年度の 3 月 31 日までを限度とし、年度をまたがることはできない。但し、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学の延長を認めることができる。

2. 休学期間は通算して2年を越えることができない。
3. 休学期間中は第5条の修業年限には算入しない。

(自主退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(転入学)

第17条 転入学を希望する者がある場合は、教育計画及び学科実習の進展が同程度であり、且つやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

(卒業の認定)

第18条 本校所定の課程を修了し、試験に合格し、出席日数を満たした者には別記様式による卒業証書を授与する。

2. 下記の課程修了者には専門士の称号を付与する。

文化・教養実務専門課程 ブライダル学科

(褒賞)

第19条 成績優秀にして他の模範となる者は、褒賞することがある。

(懲戒)

第20条 校長が教育上必要と認めるときは、学生に懲戒を加えることがある。

2. 懲戒の種類は次の通りとする。
  - (1)訓告 始末書を提出させ、厳重に注意し戒める。
  - (2)停学 始末書を提出させ、登校を停止して自宅で謹慎させる。
  - (3)退学 放校し、学籍から除外する。
3. 前項の訓告は次の各号の1に該当する学生に対して行う。
  - (1)授業態度が著しく悪い者
  - (2)身なり、服装、態度が学生に相応しくなく、再三の注意にもかかわらず改めない者
  - (3)授業のない日であっても乗用車及びオートバイ等で登校した者
  - (4)教室内や所定の場所以外で喫煙した者
  - (5)無届けで2週間以上欠席した者

- (6)試験において不正行為または不正行為と疑わしい行為を行った者
- (7)学校の名譽を傷つけ、信用を失墜させる不祥事を起こした者

4. 第2項の停学は次の各号の1に該当する学生に対して行い、期間は1日以上7日間以内とし、授業は欠席扱いとする。

- (1)学校の建物及び器物に故意に損害を与えた者
- (2)学校の教職員及び他の学生に暴行を加えた者(被害者が軽傷程度の場合)
- (3)訓告の処分を受けた後も反省がなく、再度訓告に該当する行為をした者
- (4)社会常識を超える染め毛、毛髪脱色、タトゥー(入れ墨)などにより、明らかに学

校の

秩序が乱れると判断されたもの

- (5)学校の名譽を傷つけ、信用を著しく失墜させる不祥事を起こした者

5. 第2項の退学は次の各号の1に該当する学生に対して行う。

- (1)性行不良で改善の見込みが無いと認められるとき
- (2)学力劣等で成業の見込みが無いと認められる者
- (3)正当な理由がなく出席が常でない者
- (4)薬物類にかかわる一切の行為(売買、使用、所持、その他類似する行為)をした

者

- (5)違法行為やその他、学校・社会の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者  
(教職員及び他の学生に暴行を加えた者を含む)
- (6)停学処分を受けた後も反省がなく、再度停学又は訓告に該当する行為をした者
- (7)無届けで1カ月以上欠席した者
- (8)所定の期日までに授業料の納入を怠った者、又は、再三の督促にもかかわらず  
授業料を納入しない者

(除籍)

第21条 次の各号の1に該当するものは、審議の上「除籍」とし、放校し、学籍から除外する。

- (1)第20条の退学処分を受けたもの。
- (2)在学期間が修業年限の2倍を超えたとき、又は休学期間が通算で2年を超えた者。
- (3)休学期間が満了しても復学の願いをしない者。
- (4)前号で除籍された者には、証明書の発行、復籍は認めない。

## 第5章 学習の評価、進級

(成績評価)

第22条 授業科目の成績評価は、学期末にある定期試験により行う。但し、科目によっては授業時間

中に実技、あるいは課題提出により行うことがある。ホームルームや実習は、成果や履修状況を勘案の上、単科目出席率が80%以上でR認定評価とし、それ以下であればD評価とする。

2. 成績評価は科目ごとにA、B、C、D、Pの5段階とする。D評価は単位不認定とする。1年間  
の所定の取得単位が80%未満の場合は、学年末に進級・卒業資格試験を受験しなくてはならない。
3. 科目試験に欠席した者で、その理由がやむを得ないと認められた者は、追試験を許可するこ  
とがある。

(授業時数の単位数への換算)

第23条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合、講義・演習にあつては、15時間をもって1単位、実技・実習にあつては30時間をもって1単位とする。

(出席率)

第24条 1年間の所定の授業時数の20%以上欠席した者は、進級又は卒業することが出来ない。

## 第6章 授業料、その他

(納付金)

第25条 本校の授業料等は別表2のとおりとする。

(納入及び納入の特例)

- 第26条 学生がその在籍中は、出席の有無に関わらず、授業料及び施設設備費を所定の期日までに  
納入しなければならない。
2. 学生が休学したときは、前項の規定に関わらず休学期間中の授業料を免除することがある。

3. 特別の理由がある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免するこ  
とがある。

(滞納)

- 第 27 条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料及び施設設備費を 6 ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

(納入金の返還)

- 第 28 条 既納の授業料、施設設備費及び入学検定料は原則として返還しない。但し、入学許可を得た者で 3 月 31 日までに入学の取消しを願い出た者については入学検定料を除く学費を返還する。

(健康診断)

- 第 29 条 健康診断は、毎年 1 回実施する。

附則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

別表 1 カリキュラムの変更

この学則は、平成 24 年 3 月 15 日から実施する

第 17 条 ブライダル学科修了生に対する専門士称号の付与に関する事項

別記様式(1)の変更 卒業証書における、課程修了者に対する専門士称号付与の文言追加

別記様式(2)の追加 夜間部ブライダル学科修了者用(専門士称号付与無し)

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する(改定)

別表 1 カリキュラムの変更

別表 2 夜間部授業料変更(平成23年3月31日変更届出承認済)

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する(改定)

第 5 条 入学定員の変更

第 15 条 休学期間に関する条文追加

第 16 条 (退学)⇒(自主退学)へ変更

第 21 条 除籍に関する条文追加

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する(改定)

第 21 条 文言の追加

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する(改定)

第 5 条 定員の変更

別表 1 カリキュラム変更

別表 2 授業料変更

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する(改定)

第 20 条 懲戒に関する条文変更

別表 1 カリキュラム変更

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する(改定)

別表 1 カリキュラム変更

別表 2 授業料変更

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する(改定)

別表 1 カリキュラム変更

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する(改定)

第 8 条 授業時数の変更

第 9 条 授業の終始時刻の変更

別表 1 カリキュラム変更

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する(改定)

第 5 条 定員の変更

第 10 条 教員数の変更

別表 1 カリキュラム変更

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する(改定)

第 5 条 定員の変更

別表 1 カリキュラム変更

別表 2 夜間部学費の改定

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する(改定)

別表 1 カリキュラム変更

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する(改定)

- 第5条 定員の変更
- 第10条 教員数の変更
- 別表1 カリキュラム変更

この学則は、令和6年4月1日から実施する(改定)

- 第5条 夜間部の廃止
- 第8条 夜間部の授業時間数を削除
- 第9条 夜間部授業の終始時刻を削除
- 第22条 成績評価の変更
- 第24条 出席率の変更
- 別表1 カリキュラム変更
- 別表2 学費の改定
- 別記様式1 卒業証書様式の変更

この学則に必要な細則は、校長が別に定める